

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年3月まで

私は、国民年金保険料の納付を開始した時から、私が夫婦二人分の保険料を、付加保険料を含めて、郵便局で納付していた。

申立期間の夫の記録は、付加保険料を含めて国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の記録は定額保険料のみの納付となっているのは納得できないので、申立期間の付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたと主張しているところ、オンライン記録から、申立人の夫は当該期間について、付加保険料を含めて保険料を納付していることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間を含む平成3年12月から12年3月までの期間について、付加保険料納付の申出を行っている上、申立期間のうち、6年4月から7年3月までの期間の定額保険料を現年度納付していることが確認できるところ、A市は、付加保険料納付の申出を行っている国民年金被保険者に対して、年度当初に定額保険料に付加保険料が加算された納付書を発行していた旨回答していることから、申立人は、当該期間において付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、付加保険料は納付期限を過ぎると納付することができないところ、オンライン記録から、申立人の申立期間のうち、平成5年8月から6年3

月までの期間は定額保険料のみ過年度納付されていることが確認できる上、7年6月6日付けで社会保険事務所（当時）が申立人に対して、当該期間を含む過年度保険料の納付書を作成していることが確認できることから、申立人が過年度納付を行っていた当該期間の付加保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められる。

## 旭川国民年金 事案615

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和51年11月に婚姻し、52年1月頃に国民年金手帳の氏名変更  
手続を行うため、夫が、A市B支所へ出向いた。

その際に、昭和51年10月からの国民年金保険料が納付されていないと  
の説明を受け、申立期間の保険料を納付する手続をしたにもかかわらず、  
国の記録では保険料が納付されていない。

申立期間の国民年金保険料については、納付金額は覚えていないが、  
昭和52年3月に夫の手当が支給された際、夫がA市役所又はA市B支所  
で納付したと思うので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほし  
い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和52年1月頃に国民年金への加入手続を行  
い、同年3月に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、  
申立人の国民年金手帳では、任意加入被保険者資格の取得日が同年1  
月1日であることが確認できることから、同年1月に夫が、申立人の任意  
加入への申出に関する手続を行ったと考えられる。

しかしながら、国民年金の任意加入被保険者資格は、その申出を行った  
日に被保険者資格を取得するものとなっており、遡って任意加入被保険者  
資格を取得することはできないことから、申立人が昭和51年11月に婚姻し  
ていることを踏まえると、申立人の夫が任意加入の申出を行った時点では、  
申立期間のうち、同年11月及び12月については任意加入被保険者資格を遡  
って取得できたとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和51年10月については、申立人は共済組合に

加入していた申立人の夫との婚姻前であり、本来は国民年金の強制加入被保険者期間となるところ、申立人の国民年金手帳、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録は、いずれも国民年金の未加入期間となっていることが確認できることから、申立人に対して、申立期間の納付書が発行されたとは考えられず、当該期間を含む申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 26 日から同年 7 月頃まで  
② 昭和 39 年 8 月頃から 40 年 2 月頃まで  
③ 昭和 40 年 8 月頃  
④ 昭和 41 年 8 月頃から 42 年 1 月頃まで  
⑤ 昭和 43 年 2 月頃から同年 3 月頃まで  
⑥ 昭和 43 年 10 月頃から 44 年 10 月頃まで  
⑦ 昭和 45 年 4 月頃  
⑧ 昭和 45 年 5 月頃  
⑨ 昭和 47 年 10 月から 50 年 3 月まで  
⑩ 昭和 52 年  
⑪ 昭和 52 年  
⑫ 昭和 52 年  
⑬ 昭和 52 年から 53 年まで  
⑭ 昭和 53 年  
⑮ 昭和 53 年  
⑯ 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで  
⑰ 昭和 53 年 3 月から同年 6 月まで  
⑱ 昭和 53 年 7 月頃  
⑲ 昭和 53 年 9 月頃  
⑳ 昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月まで  
㉑ 昭和 55 年 11 月から 56 年 4 月まで  
㉒ 昭和 56 年 11 月から 57 年 4 月まで  
㉓ 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

申立期間①について、A株式会社には、中学校卒業後、学校と職業安定所を介して就職した。国（厚生労働省）の記録では1か月に満たない厚生年金保険の加入記録となっているが、退職後、職業安定所から失業保険をもらっていたので、3か月は勤務していたはずである。

申立期間②について、B株式会社には、職業安定所の紹介で勤め、原材料の管理をしていた。会社の購買部では入社後6か月たないと従業員は買い物ができなかったが、6か月经過後に背広を買ったので、間違いなく6か月は勤務していたはずである。

申立期間③について、C局には、友人の父親の紹介で、友人と一緒に働くようになり、D駅を拠点にトラックに積み荷を運んだりしていたが、友人が友人の父親とけんかをしたことによって一緒に辞めた。A株式会社やB株式会社の勤務期間からすると、昭和40年8月頃に勤めたはずである。

申立期間④について、E市F区にあったG事業所には、友人の紹介で勤務するようになった。最初の1、2か月は見習いだったが、その後は一人で2トンから3トンのトラックを運転し、寝る時間以外は働いていた。

申立期間⑤について、H市I町にあったJ事業所には、K株式会社で働いていた時に、同事業所の事業主に声を掛けられ転職した。当時、私の妻が出産した際に、私の保険証を使ったことを記憶している。

申立期間⑥について、有限会社Lには、M株式会社を辞めてすぐに勤め、青果物や木材を大型自動車で運んだ。当時、私の妻は私の保険証でE市の病院に通院していた。元事業主は、現在、N町で水産加工場を経営している。

申立期間⑦について、E市O区にあったP事業所には、昭和45年4月頃、新聞の求人募集で知り、面接を受けたら明日から働いてほしいと言われて勤め、青果物を大型自動車で運ぶ仕事をした。当時、私の妻は私の保険証でH市の産婦人科病院に産後の通院をしていた。

申立期間⑧について、Q株式会社には、昭和45年5月頃、私の兄の紹介で勤め、青果物を運ぶ仕事をした。当時、私の妻は私の保険証でH市の産婦人科病院に産後の通院をしていた。

申立期間⑨について、有限会社Lには、再度働かないかと誘われて勤めた。仕事は前回と同じく、青果物や木材をトラックで運んでいた。当時、妻が産後の通院でH市の病院に通っていた。

申立期間⑩について、R県S市にあったT事業所には、求人広告で知り、アルバイトとして勤めトラックで荷物を運んでいた。勤めて1週間を過ぎたので社員になってほしいと言われ、8日目からは10パーセントの税金を給与から引かれた。

申立期間⑪について、U株式会社には、新聞の求人広告で知り勤め、トラックで運送の仕事をしていた。勤めて半月くらいで退職したので、給与はもらったが保険料を控除されていたことは覚えていない。

申立期間⑫について、V株式会社には、新聞広告で知り勤め、トラックで運送の仕事をしていた。勤めて2か月を過ぎた頃に、仕事中にケガをして、病院で1か月くらい治療を受けた時に、会社から労災保険にしてほしいと言われた。保険証はもらっていない。

申立期間⑬について、W株式会社には、新聞広告で知り勤めた。外車に社長を乗せて運転する仕事だった。会社の社屋は新築のビルで、2階からはマンションになっており、その管理の仕事もしていた。

申立期間⑭について、X区のY事業所には、新聞の求人広告で知り、勤めた。

申立期間⑮について、Z事業所又はa事業所には、新聞の求人広告で知り勤めた。集配の仕事で月2回くらい当直があった。アルバイト・パートだった。

申立期間⑯について、b株式会社には、新聞で知り、勤務した。国（厚生労働省）の記録では、昭和55年に厚生年金保険に加入したことになるが、51年に運転免許証の更新があり、その翌年に同社に勤めた。当時、私はR県のS市に住んでおり、私の兄に免許証の更新を委任して送ってもらったことを覚えているので、同社に勤務したのは52年で間違いないはずである。

申立期間⑰について、c株式会社には、新聞で知り、勤務した。b株式会社（申立期間⑯）のすぐ後に勤めたので、昭和53年3月から同年6月に勤務したはずである。

申立期間⑱について、有限会社dには、c株式会社（申立期間⑰）の後に勤めて失業保険をもらった記憶があるので、昭和53年7月頃に勤務したはずである。常務取締役の名前を覚えている。

申立期間⑲について、e株式会社には、以前に勤務していたこともあり、昭和53年9月頃、乗務員として働いた。その時に、私の兄も同社で働いた。

申立期間⑳、㉑及び㉒について、f株式会社には、私の母の友人の紹介で勤めた。同社はg株式会社h支店の下請業者で、発電所の建設工事の現場で季節労働者として昭和54年11月から57年4月までの間に3回（毎年、11月から翌年4月まで）働き、3回とも失業保険をもらった。当時、土建組合の保険証で病院にかかった。

申立期間㉓について、株式会社iには、職業安定所の紹介で働くことになり、社員寮に入った。昭和57年の運転免許更新時に、私のいところに委任して会社へ送ってもらったことがあるので、申立期間に同社に勤務していたはずである。

全ての申立期間について、厚生年金保険に加入していたと考えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。



### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和39年4月1日取得から同年4月26日喪失までとされているところ、同社において申立期間①に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚8人に照会し、3人から回答を得られたものの、申立人を覚えていたのは事務担当だった者一人のみであり、勤務期間を特定できる回答は得られなかった。

また、申立人は失業保険をもらっていたので3か月は勤務していたと主張しているところ、失業保険法の一部を改正する法律（昭和30年8月5日法律第132号）第15条第1項によれば、「被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6箇月以上であったときは、保険給付として失業保険金を支給する。」と明記されていることから、3か月で失業保険をもらったとする申立人の主張は不合理である。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間①に係る昭和39年4月26日から同年10月15日までの期間においては、B株式会社での厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間①に、A株式会社で継続して勤務していたとは考え難い。

加えて、A株式会社は既に解散しており、事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のB株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和39年4月26日取得から同年10月15日喪失までとされているところ、申立人は申立期間②に勤務していたと主張している。

しかしながら、B株式会社において申立期間②当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚3人に照会したところ、いずれも「申立人のことを覚えていない。」と回答していることから、申立人が申立期間②において入退社したとする勤務実態等について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間②のうち、昭和39年11月1日から同年11月16日までの期間においては、C局での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを踏まえれば、申立人が申立期間②において、B株式会社で継続して勤務していたとは考え難い。

さらに、B株式会社を承継したj株式会社は既に解散しており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間③について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のC局における厚生年金保険の加入記録は、昭和39年11月1日取得から同年

11月16日喪失までとされているところ、申立人は申立期間③に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が一緒に勤務し、一緒に退職したとする友人と同姓の厚生年金保険被保険者の加入記録は、申立期間③において確認できないところ、申立人の資格喪失日と同時期に資格喪失している当該友人と同姓の厚生年金保険被保険者の加入記録（昭和39年11月1日取得から同年12月1日喪失まで）は確認できるものの、当該記録は基礎年金番号に未統合の記録となっているため、連絡先が不明であり、当時の状況を照会することができない。

また、独立行政法人kは、「申立人に係る資料は無く、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

申立期間④について、適用事業所名簿によれば、申立人が現在のE市F区にあったとする「G事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、適用事業所名簿によれば、申立期間④当時、H市において「G事業所」と名称が類似する1株式会社が適用事業所として確認でき、同社において申立期間④当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる7人に照会したところ、4人から回答があったが、このうちの一人は、「1株式会社の所在地はE市F区だったが、（商業）登記はH市だったと思う。申立人のことは覚えていない。」と回答しており、別の一人は、「申立人の旧姓には記憶がある気がするが、勤務期間は分からない。」、残りの二人は「申立人のことは覚えていない。」と回答していることから、申立人が1株式会社において勤務していたことはうかがえるものの、勤務期間を特定できる回答は得られなかった。

さらに、申立人が名字のみを記憶していた同僚二人と同姓の厚生年金保険の被保険者記録が、1株式会社において確認でき照会したものの、当該二人からは回答を得られなかったため、申立人の勤務実態等について確認することはできなかった。

加えて、1株式会社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、オンライン記録によれば、1株式会社における申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑤について、適用事業所名簿によれば、申立人がH市I町にあったとする「J事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、H市m町において「J事業所」と名称が類似する有限会社nが厚生年

金保険の適用事業所として確認できるものの、同社は、昭和40年4月1日に適用事業所ではなくなっている。

さらに、有限会社nが適用事業所ではなくなった時期に、厚生年金保険被保険者資格を喪失している14人（昭和40年1月1日喪失者12人、同年4月1日喪失者2人）のうち13人は、同社が適用事業所ではなくなった日以降、最長でも10か月以内に別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できることに加え、このうち12人は、申立期間⑤においても、有限会社nとは別の事業所において厚生年金保険に加入していることを踏まえると、有限会社nが適用事業所ではなくなった後の期間において、事業を継続していたとは考え難い。

加えて、申立人は「J事業所」に勤務していた時に長男が生まれ、自分の健康保険証を使ったとしているが、戸籍謄本には長男の出生日は昭和43年\*月と記載されているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人はM株式会社において、同年4月1日に被保険者資格を取得しており、当該原票の被扶養者欄に長男の氏名が確認できることから、長男の出生時には同社に在籍していたと考えるのが自然である。

申立期間⑥及び⑨について、同僚二人の回答から勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社L（現在は、株式会社L）に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間⑥に係る昭和43年4月1日から44年10月19日までの期間には、M株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間⑨に係る昭和47年6月24日から同年12月1日までの期間には、e株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、当該加入記録はo連合会から回答のあったp厚生年金基金の加入記録、及び同社に係る雇用保険の加入記録と一致することから、申立期間⑨のうち同年10月1日から同年12月1日までの期間において、申立人が株式会社Lに勤務していたとは考え難い。

さらに、有限会社Lは昭和50年1月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、63年9月1日に再度、適用事業所となるまでの申立期間⑨を含む期間において、同社が適用事業所となった記録は確認できないところ、複数の同僚は、「会社は昭和50年1月に倒産した。」「会社が適用事業所ではなくなった時に退職した。」と回答しており、同社が適用事業所ではなくなった後の期間において、申立人が勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が名前を挙げた当時の代表取締役は、「申立人のことを記憶していない。」と回答しており、株式会社Lは、「申立てどおりの届出を行ったこと、及び申立期間に係る保険料を納付したことは不明。」と回答しているこ

とから、申立期間⑥及び⑨に係る申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、オンライン記録によれば、有限会社Lにおける申立期間⑥及び⑨に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人は有限会社Lの元事業主は、N町にある水産加工場を営んでいると主張しているところ、当該事業主は、「水産加工場については、記憶に無い。」と回答しており、株式会社Lからも、「当時の代表者は、水産加工場の経営はしていない。」との回答を得ており、申立人の記憶と相違している。

申立期間⑦について、適用事業所名簿によれば、申立人がE市O区にあったとする「P事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、E市O区において、「P事業所」と名称が類似するq株式会社r支店（現在は、株式会社sの子会社の株式会社t）が厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、同社において申立期間⑦当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる19人に照会し、10人から回答を得られたものの、申立人を覚えていない者がないことから、申立人の勤務実態等について確認できない。

さらに、株式会社s（申立期間⑦当時は、q株式会社）は、「申立てどおりの届出を行っていない。保険料納付もしていない。また、弊社及び株式会社tにて調査したが、申立人が在籍していた記録は無い。」と回答しており、s企業年金基金からも、「株式会社tにて、対象期間（申立期間⑦）の前後5年間（昭和40年から50年まで）を調査したが、該当者は無い。」との回答を得ている。

加えて、q株式会社r支店における雇用保険の加入記録が確認できた6人について、雇用保険と厚生年金保険の加入記録はおおむね一致しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

これらを踏まえれば、q株式会社r支店において、申立人に係る厚生年金保険の加入手続は行われていなかったものと考えられる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、オンライン記録によれば、q株式会社r支店における申立期間⑦に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑧について、Q株式会社において申立期間⑧に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚8人に照会し、3人から回答を得られたものの、申立人を覚えていない者がないことから、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

また、Q株式会社は、「申立てどおりの届出を行い、保険料納付を行ったかは不明。社員記録は残っておらず、申立人が在籍していたかどうかの証明は不

可能である。」と回答しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間⑧に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、Q株式会社において雇用保険の加入記録が確認できた同僚7人は、雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

これらを踏まえれば、Q株式会社において、申立人に係る厚生年金保険の加入手続は行われていなかったものと考えられる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、オンライン記録によれば、Q株式会社における申立期間⑧に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

その上、申立人は、申立期間⑦及び⑧当時、申立人の妻が産後の通院でH市の産婦人科病院に通っていたとしているが、戸籍謄本によれば、長男は昭和43年\*月に出生していることが確認でき、出生後約2年経過していることから、産後の通院というのは不自然であると考えられる。

申立期間⑩について、適用事業所名簿によれば、「T事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、商業登記簿謄本によれば、申立期間⑩当時にR県内で「T事業所」と名称が類似する有限会社u（現在は、株式会社v）が確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成5年3月1日であり、申立期間⑩に同社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立期間⑩当時にw区において、株式会社xが適用事業所として確認できるところ、当時の取締役は、「株式会社xと有限会社uは別法人であり、株式会社x以外の方は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している上、株式会社xにおいて申立期間⑩当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる5人からは申立人を覚えている旨の回答を得られないことから、申立人の勤務実態等について確認できない。

加えて、株式会社xは当時の関係書類は無いとしており、当時の事業主からも回答を得られない上、株式会社vは、「申立てどおりの届出を行い、保険料納付を行ったかは不明。」と回答していることから、申立期間⑩に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、オンライン記録によれば、株式会社xにおける申立期間⑩に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑪について、U株式会社において申立期間⑪当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚13人に照会し、5人から回答を得られたものの、

申立人を覚えている者がいないことから、申立人がU株式会社に勤務していたことを確認できない。

また、U株式会社は平成13年12月9日に解散しており、当時の代表者は所在不明であることから、申立人の申立期間⑪に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、U株式会社における申立期間⑪に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したものは考え難い。

申立期間⑫について、V株式会社において申立期間⑫当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚12人に照会し、6人から回答を得られたところ、このうちの一人は申立人を覚えていたことから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の勤務期間を特定できる回答は得られなかった。

また、申立人が記憶していた同僚と名字が一致する厚生年金保険被保険者の加入記録は申立期間⑫当時に確認できない上、申立人は、申立期間⑫当時にケガをした際に、会社から労災保険を使用してほしいと言われた旨を主張しているところ、労働局は、「当時の労災保険の受給記録については、保存年限を経過している。」と回答していることから確認することができない。

さらに、V株式会社は平成18年9月13日に閉鎖している上、当時の代表取締役は厚生年金保険の加入について、「本人が希望しないときには、恐らく加入させていないと思う。」と回答しているところ、申立人は、同社において、健康保険証を受け取っていないとしている。

加えて、当時の取締役二人は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しているところ、同僚二人からは、自身の入社時期は厚生年金保険の被保険者資格取得日より3か月程度前である旨の回答を得ている。

これらを踏まえれば、V株式会社では、厚生年金保険への加入を希望する従業員についても、入社後すぐに加入させる取扱いではなかったものと考えられる上、前述の同僚二人からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等も得られなかった。

その上、オンライン記録によれば、V株式会社における申立期間⑫に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑬について、W株式会社に係る商業登記簿謄本は確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、適用事業所名簿によれば、W株式会社と同じ所在地に、名称が類似する適用事業所としてy事業所が確認できるところ、同社が適用事業所であった

のは、昭和44年3月1日から45年3月31日までであり、申立期間⑬には既に適用事業所ではなくなっている。

さらに、W株式会社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の申立期間⑬に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

申立期間⑭について、適用事業所名簿によれば、申立人がX区にあったとする「Y事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、z区において、「Y事業所」と名称が類似する株式会社a a（現在は、株式会社b b）が厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、同社において申立期間⑭に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、申立人のことは覚えていないとしていることから、申立人が同社に勤務していたことは確認できない。

さらに、株式会社b bは、「申立てどおりの届出を行ったこと、及び申立期間に係る保険料を納付したことは不明。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間⑭に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、株式会社a aにおける申立期間⑭に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑮について、適用事業所名簿によれば、「Z事業所」及び「a事業所」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、商業登記簿謄本も見当たらない。

また、申立事業所と名称が類似するc c株式会社（現在は、d d株式会社）、c c株式会社e e支店、c c株式会社f f支店及びg g事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できるところ、オンライン記録によれば、いずれの事業所においても申立人の氏名は厚生年金保険被保険者として確認できない。

さらに、d d株式会社に照会したところ、同社e e支社からは、「申立てどおりの届出及び申立期間⑮に係る保険料を納付していない。また、当社保管の社会保険台帳及び健康保険組合にて調査したが、該当期間内に（申立人の）氏名は無い。」との回答を得ている。

これらを踏まえれば、当該事業所では申立人の厚生年金保険の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

申立期間⑯について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のb株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和55年2月1日取得から同年11月1日喪失までとされているところ、申立人は申立期間⑯に勤務していたと主張している。

しかしながら、b株式会社において申立期間⑯に厚生年金保険の加入記録が

確認できる同僚 14 人に照会し、4 人から回答を得られたものの、申立人を覚えている者がいないことから、申立人が申立期間⑯において同社に勤務していたことは確認できない。

また、b 株式会社から提出された申立人に係る「乗務員台帳」によれば、雇入年月日は昭和 55 年 2 月 1 日とされている上、同じく提出された「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書」には、昭和 55 年 2 月 1 日取得、同年 11 月 1 日喪失と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の加入記録と一致する。

さらに、o 連合会から回答のあった p 厚生年金基金の加入記録、及び b 株式会社に係る雇用保険の加入記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることを踏まえれば、b 株式会社における申立人に係る同原票の記録に、事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

加えて、オンライン記録によれば、b 株式会社における申立期間⑯に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑰について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の c 株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 56 年 1 月 6 日取得から同年 7 月 1 日喪失までとされているところ、申立人は申立期間⑰に勤務していたと主張している。

しかしながら、c 株式会社において申立期間⑰に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚は、申立人を覚えていないことから、申立人が申立期間⑰において、同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、「b 株式会社のすぐ後に勤めた。」としているところ、前述のとおり、申立期間⑯において、申立人が b 株式会社に勤務していたのは、昭和 55 年 2 月 1 日取得から同年 11 月 1 日喪失までの期間であると認められる上、c 株式会社における雇用保険の加入記録は 55 年 11 月 28 日取得から 56 年 6 月 30 日離職までとなっており、申立人の主張と整合する上、雇用保険の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日も一致していることを踏まえれば、c 株式会社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に、事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人は前任者を記憶しているところ、c 株式会社において、当該前任者の厚生年金保険被保険者の加入記録は確認できないことから、証言等は得られない。

加えて、c 株式会社は、「関係書類を探したが、申立期間当時、申立人が在籍していた記録は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間⑰に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、オンライン記録によれば、c 株式会社における申立期間⑰に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務



所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑱について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の有限会社 d における厚生年金保険の加入記録は、昭和 57 年 7 月 1 日取得から同年 8 月 23 日喪失までとされているところ、申立人は申立期間⑱に勤務していたと主張している。

しかしながら、有限会社 d において申立期間⑱に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に照会したが、回答を得られなかったことから、申立人が申立期間⑱において同社に勤務していたことを確認できない。

また、o 連合会から回答のあった h h 厚生年金基金の加入記録、及び有限会社 d に係る雇用保険の加入記録は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の加入記録と一致することを踏まえれば、同社における申立人に係る同原票の加入記録に、事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が記憶していた常務取締役は、有限会社 d における厚生年金保険被保険者の中には確認できない上、同社及び申立人が同社の親会社として i i 株式会社の商業登記簿謄本の役員欄にも氏名は確認できないことから、照会することができない。

加えて、有限会社 d は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会したものの、高齢のため回答を得られないことから、申立人の申立期間⑱に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

その上、オンライン記録によれば、有限会社 d における申立期間⑱に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑲について、複数の同僚の回答から、申立人が e 株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、勤務期間を特定できる回答等は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとする申立人の実兄の e 株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 54 年 7 月 21 日取得から 56 年 7 月 28 日喪失までとされており、申立期間⑲に係る加入記録は確認できないところ、申立人の実兄に照会したものの回答を得られないことから、当時の状況について確認することができない。

さらに、e 株式会社は「当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間⑲に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、e 株式会社における申立期間⑲に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑳、㉑及び㉒について、申立人は f 株式会社において、昭和 54 年

11月から57年4月までの間に3回（毎年、11月から翌年4月まで）、季節労働者として勤務し、発電所の建設工事の仕事をしていたと主張している。

しかしながら、f株式会社において申立期間当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚10人に照会し、4人から回答を得られたものの、申立人を覚えている者はいないことから、申立人が申立期間⑳、㉑及び㉒においてf株式会社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人のf株式会社に係る雇用保険の加入記録は、昭和57年11月17日取得から58年4月20日離職まで、及び58年11月18日取得から59年4月20日離職までとされており、このほかに同社に係る加入記録は確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間⑳に係る昭和55年2月1日から同年11月1日までの期間において、b株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、当該加入記録は、同社に係る雇用保険の加入記録及びo連合会が回答したp厚生年金基金の加入記録と一致する。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間㉑に係る昭和56年1月6日から同年7月1日までの期間において、c株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、同時期に同社に係る雇用保険の加入記録も確認できる。

その上、f株式会社は、「当時の資料が無く、申立人が勤務していたかは不明。」と回答しているが、当時の事務担当者は、「下請会社の人もf株式会社を名乗っており、季節労働者の人は雇用保険料のみ計算した覚えがある。」と回答しており、別の事務担当者は、「厚生年金保険には、季節労働者は加入していない。」と回答している。

これらを踏まえれば、f株式会社では、季節労働者については、雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させない取扱いであったものと考えられる。

なお、申立人は、「土建組合の保険証で病院にかかったことがある。」と主張しているところ、j j 保険組合 k k 事務所及び l l 保険組合は、f株式会社は組合に加入している事業所ではないと回答しており、申立人の加入記録を確認することはできない。

申立期間㉓について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の株式会社 i（現在は、株式会社 mm）における厚生年金保険の加入記録は、昭和59年8月16日取得から60年3月31日喪失までとされているところ、申立人は申立期間㉓に勤務していたと主張している。

しかしながら、o連合会が回答した n n 厚生年金基金の加入記録、及び株式会社 i に係る雇用保険の加入記録、並びに株式会社 mm が保管する申立人に係る関係資料（健康保険被保険者資格取得届（写し）、雇用保険被保険者離職証

明書（写し）の記録は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票の加入記録と一致している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間②のうち昭和57年7月1日から同年8月23日までの期間において、有限会社dでの厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、当該加入記録はo連合会が回答したhh厚生年金基金の加入記録及び同社に係る雇用保険の加入記録と一致している上、57年11月17日以降の期間においては、f株式会社における雇用保険の加入記録が確認できる。

これらを踏まえれば、株式会社iにおける申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に、事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人は同じ寮にいた同僚二人を記憶しているが、名字のみのためこの二人を特定できないことから、当時の状況を照会することはできない。

このほか、全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から同年 9 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から同年 10 月まで  
③ 昭和 56 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間①について、昭和 54 年の夏頃、A 株式会社にて勤めて厚生年金保険に入っていたはずであるのに、加入記録が無いのは納得できない。

申立期間②について、国（厚生労働省）の記録では、B 株式会社での厚生年金保険の加入は昭和 58 年となっているが、その時は、株式会社 C に勤めていたはずなので、B 株式会社にて勤めていたのは 56 年である。

申立期間③について、国（厚生労働省）の記録では、D 株式会社（現在は、E 株式会社）における厚生年金保険の加入は昭和 58 年となっているが、その時は、株式会社 C に勤めていたはずなので、D 株式会社にて勤めていたのは 56 年である。

全ての申立期間について、厚生年金保険に加入していたと考えているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社において申立期間①当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 11 人に照会し、3 人から回答を得られたものの、申立人を覚えている者がいないことから、申立人が同社にて勤務していたことを確認できない。

また、A 株式会社は、「確認できる資料が残っていないため不明。申立期間の（厚生年金保険被保険者）資格取得届、喪失届の控えは保管しているが、申立人の記録は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録が確認できた同僚 10 人は、雇用保険と厚生年金保険の加入記録はおおむね一致しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によれば、A株式会社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のB株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 58 年 8 月 17 日取得から同年 11 月 1 日喪失までとされているところ、申立人は申立期間②に、同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B株式会社において申立期間②当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 6 人に照会し、二人から回答を得られたものの、申立期間②に申立人が勤務していたとの回答は無かった。

また、B株式会社は、「申立人は、申立期間には当社に在籍していない。会社が保管する昭和 56 年の賃金台帳に申立人の名前は無い。」と回答している一方、同社が保管する昭和 58 年 8 月から同年 10 月までの諸給与支払内訳明細書には、申立人の氏名が確認できる。

さらに、申立人のB株式会社に係る雇用保険の加入記録は、昭和 58 年 8 月 17 日取得から同年 10 月 31 日離職までとされており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する。

これらを踏まえれば、B株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に、事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

加えて、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のD株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 58 年 6 月 8 日取得から同年 8 月 1 日喪失までとされているところ、申立人は申立期間③に同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間③当時に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 13 人に照会し、4 人から回答を得られたものの、申立人を覚えている者がいないことから、申立人がD株式会社に勤務していたことを確認できない。

また、E株式会社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（写し）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）」によれば、昭和 58 年 6 月 8 日に資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失させる旨の届出がなされており、管轄の社会保険事務所の受付印が押印されていることが確認できる。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

申立人が厚生年金保険の被保険者として確認できる時期に被保険者資格を取得している複数の同僚は、「申立人のことを覚えている。」又は「申立人と一緒に勤務していた。」と回答している。

加えて、申立人のD株式会社に係る雇用保険の加入記録、及び企業年金連合会から回答のあったF厚生年金基金の加入記録は、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

これらを踏まえれば、D株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に、事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

その上、オンライン記録によれば、D株式会社の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案906

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
昭和 53 年 1 月 1 日から A 株式会社 B 支店に勤務し、正社員として C 業務及び D 業務を担当した。  
国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険の加入記録は、昭和 53 年 8 月 1 日からとなっているが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 株式会社において厚生年金保険の被保険者であった者で、連絡の取れた同僚等 10 人のうち、申立人のことを覚えていると回答した者は、申立人が同社 B 支店の元支店長として名前を挙げた一人のみであり、同支店長は、「申立人の名前に記憶がある程度。」と証言している上、申立人は、同社において雇用保険には加入していなかったと述べているところ、公共職業安定所からも、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない旨の回答を得ていることから、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認できなかった。

また、申立人とは別の支店において D 業務を担当していた者は、「当時は、入社してもすぐには（厚生年金保険に）加入させてもらえなかった。D 業務担当者は C 業務も兼ねており、売上げの基準があって、それを満たさないと加入できなかった。」と証言しており、前述の元 B 支店長からも、「D 業務担当者は、採用から半年くらいたってから成績を見て（厚生年金保険に）加入させていたと記憶している。」との証言を得ている。

さらに、A 株式会社 B 支店とは別の支店において支店長であった二人も、D 業務や C 業務担当は、一定の実績を上げなければ厚生年金保険に加入させな

かった旨回答しており、これらを踏まえれば、申立期間当時、A株式会社では、D業務担当者は入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、A株式会社は、平成6年12月5日に合併により解散しており、同社を継承した株式会社Eは、「当時の資料が残っていないため、確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 16 日まで

A株式会社B支店（現在は、C株式会社）で乗務員の募集があり、昭和 40 年 3 月にD市の自動車学校で二種免許を取得した後、同年 4 月から 55 年 3 月まで継続して勤務した。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間は、厚生年金保険の加入期間となっておらず、国民年金の加入期間となっているが、3 年勤務すると二種免許の取得費用を会社で負担してもらえたので、途中で退職することなどはあり得ない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA株式会社B支店に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時に事務職員として勤務していた同僚は、「勤務していれば厚生年金保険と失業（雇用）保険は必ず加入していた。」と供述しているところ、雇用保険の加入記録が確認できた同僚 17 人については、厚生年金保険被保険者資格の取得日から 2 週間後に雇用保険の被保険者資格を取得しており、このうち 16 人の厚生年金保険と雇用保険の資格喪失に係る記録はおおむね一致していることから、A株式会社B支店では、厚生年金保険と雇用保険のいずれか一方だけを加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の同社B支店における厚生年金保険の加入記録は、昭和 40 年 4 月 12 日取得から 41 年 4 月 1 日喪失まで、及び同年 9 月 16 日取得から 55 年 3

月 21 日喪失までとなっており、雇用保険の加入記録（昭和 40 年 4 月 26 日取得から 41 年 3 月 31 日離職まで、及び同年 9 月 30 日取得から 55 年 3 月 20 日離職まで）とおおむね一致している上、最初の厚生年金保険の被保険者期間に係る同原票には、被保険者資格の喪失日と同日の 41 年 4 月 1 日に、社会保険事務所（当時）へ健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

さらに、C株式会社から提出された申立人に係る「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」（昭和 41 年 4 月 6 日付け）においても、離職日は昭和 41 年 3 月 31 日と記載され、当該通知書の「離職票不要印」の欄には被保険者本人（申立人）の名字と一致する印影が確認できる上、「失業保険被保険者資格取得確認通知書」（昭和 41 年 10 月 5 日付け）の資格取得日は、同年 9 月 30 日となっており、いずれについても前述の加入記録と一致している。

加えて、C株式会社では、「書類は残っておらず、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案 908

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から64年1月7日まで  
② 平成元年1月8日から6年8月まで

申立期間①においては有限会社A（昭和55年3月以降は、有限会社B）、申立期間②においては有限会社Cに勤務していた。

両申立期間中の給与明細書には、「年金・保険」と記載され、金額が記入されており、その分が給与から控除されていたので、会社は私の給与から保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に納付していなかった可能性がある。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によれば、有限会社Aは、昭和42年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、平成3年7月1日に再度、適用事業所となるまでの申立期間①を含む期間において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、有限会社Aは、商業登記簿謄本によると平成22年4月23日に閉鎖しており、申立人が、当該事業所の事業主だったとする者は、同謄本において確認できないが、申立期間②に係る事業所である有限会社Cの商業登記簿謄本に代表取締役として確認できるところ、同氏は、申立人を記憶していたものの、「有限会社Aは、私が興した会社だったが、兄に譲った会社である。当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。当時の書類等は残っておらず、私も病気なので、昔のことは聞かれてもあまり思い出せない。」と回答している上、同氏の兄で、有限会社Bの代表取締役として確認できた者も既に死亡している

ことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することはできず、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

申立期間②について、オンライン記録によれば、有限会社Cが、厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、前述の申立人が有限会社Aの事業主だったとする者で、現在は有限会社Cの代表取締役である者は、「当時は、私の妻が有限会社Cの社長であり、私は従業員だったが、厚生年金保険には入っていない。当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。当時の書類等は残っておらず、私も病気になるので、昔のことは聞かれてもあまり思い出せない。」と回答している上、同人の妻で申立期間②当時の代表取締役だった者も既に死亡しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、同僚等に照会することはできず、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。